

松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書

令和4年8月

松阪市産業文化部農水振興課

目 次

1. 業務対象施設の概要	P 1
2. 指定管理者の業務	P 1
3. 事業報告書等の作成	P 5
4. 資格	P 6
5. 緊急時の対応	P 6
6. その他	P 7

(別紙) 資料1：松阪市と指定管理者との責任分担表

資料2：備品一覧

資料3：施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

資料4：指定管理者指定申請・提出書類一覧

松阪農業公園ベルファーム（以下、「ベルファーム」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び業務の履行方法は、この仕様書並びに松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書別冊（以下「仕様書」という。）によります。

1 業務対象施設の概要

(1) 施設の目的

ベルファームは、都市と農村の交流拠点、市民が自然や農業について学ぶ体験施設として農林水産業など地域産業の振興を支援し、松阪の豊かな自然環境を生かし、食育、緑育を推進することを目的に設置されています。

(2) 名称、所在地

名 称	松阪農業公園ベルファーム
所在地	松阪市伊勢寺町551番地3

2 指定管理者の業務

指定管理者が行う主な業務の内容、基本的事項は以下のとおりです。

指定管理者が業務を行うにあたっては、松阪農業公園ベルファーム指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）3「指定管理者が行う管理の基準」に従うものとします。又業務の範囲については、募集要項4「指定管理者が行う業務の範囲」によるものとし、詳細な業務内容及び履行方法については、松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書別冊を参照してください。

業務を行うにあたり業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、原則として松阪市内に事業所、営業所等を有する者を優先することとし、事前に松阪市への届出が必要となります。なお、業務の一部を委託又は請け負わせることができる第三者は、募集要項「Ⅱ申請手続きについて 1 (2) 応募者の制限」に準じるものとします。

(1) ベルファームの業務の推進に関すること

① 職員並びに臨時職員の雇用等

- ア 運営に支障がないよう適正な職員配置を行うこと。
- イ ベルファームに施設長を常時配置し、施設の管理運営にあたり管理監督を行うこと。
- ウ 夜間施設利用者がある場合は、職員を配置すること。
- エ 職員の勤務形態は、ベルファームの運営に支障がないよう定めること。
- オ 職員に対して、来園者の安全確保や市民サービスの向上など施設の運営管理に必要な研修を実施し、職員の意識の向上を図ること。
- カ 近隣地区住民の雇用に配慮すること。
- キ 食体験館等飲食を業とするにあたっては、調理師免許の保持者、又は食品衛生責任者養成講習終了証の保持者を有すること。なお、第三者に委託する場合も同様とします。
- ク 業務を行うにあたり資格等保持者が必要となる場合は、適切に対応すること。なお、第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とします。

② 広報宣伝

- ア 施設の基本理念の普及や催しものの告知、体験講座や各種イベントの参加募集等の積極的な情報発信を行うこと。
- イ 既存のホームページの定期的な更新・管理を行うこと。
(ホームページの新たな開設、管理も含む。)
- ウ 案内冊子等の定期的な更新・管理を行うこと。

③ 事業の推進

次のとおり管理業務となる事業、及び指定管理者自らが企画・実施する事業等（以下「自主事業等」という。）を行うことにより、施設の基本コンセプトの実現から使命の達成を図ることとなります。

基本的には従来事業を継承していただくこととなりますが、事前に松阪市の承諾を得ることにより新たな事業を実施することもできます。また、事業計画に変更等が生じた場合も同様です。

なお、事業の推進においては、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組み、啓発に努めてください。

ア 管理業務となる事業

〔1〕 松阪牛PR事業

世界ブランドである松阪牛の歴史、肥育技術のすばらしさ、安全安心な取り組みなどを通じ、来園者をはじめ多くの方々に松阪牛関連情報を発信する。なお、松阪牛の概要については、松阪市と常に連携しその内容を正しく理解し対応することとなります。

〔2〕 学びの農場事業

ベルファーム敷地内北に位置する田畑等約 2.6ha の管理を行うもので、毎年農場事業運営計画書を策定し、松阪市の承諾を得て実施運営するものとする。

〔3〕 貸室事業

松阪農業公園ベルファーム条例並びに同条例施行規則に基づき、利用許可、行為許可、及び利用料金の徴収を行うものとし、広く利用者の促進に努めるものとする。

〔4〕 貸広場事業

- ・ 芝生広場及び蚤の市広場について、松阪農業公園ベルファーム条例並びに同条例施行規則に基づき利用許可、行為許可、及び利用料金の徴収を行うものとし、広く利用者の促進に努めるものとする。
- ・ 周年記念等のイベントの実施を継続すること。

〔5〕 自然環境学習事業

園内の自然環境を利用し緑育事業のひとつとして体験や学習会を実施すること。

〔6〕 鑑賞庭園事業

- ・ イングリッシュガーデンである鑑賞庭園は、人と自然が共存するやすらぎの場であることから、市民が身近に感じ、訪れていただき、楽しんでいただけるように、その成長過程に応じたイングリッシュガーデンの魅力を周知する。
- ・ 個々の植物の生長の変化を楽しんで頂く現在のコンセプトに見合った形で管理業務を行っていただくこととなります。ただし、鑑賞庭園の成長過程等問題が起り得る場

合は、松阪市と協議し改善を行うものとする。

- ・観賞庭園内でのイベントを開催し、施設の利用促進を図ること。

〔7〕 広報宣伝事業の継続

施設の基本理念や催し物、イベント等の情報発信を行うこと。

〔8〕 グラウンドゴルフ事業の継続

時代のニーズに応えるべく来園者の満足度の向上や、集客促進の観点から実施すること。

イ 自主事業等となる事業

〔1〕 匠の館内特産品コーナーの営業の継続

- ・食育の観点から地域の特産品（一次農産品、農林水産加工品、工芸品等）を販売する物販と、伝統工芸品の展示・販売、軽飲食、情報発信サービスを行うものとする。
- ・販売、提供する商品等は可能な限り地産地消や食の安全、安心にこだわった商品であること。一部の商品を除き地域としては三重県内での生産、製造であること。
- ・松阪牛の消費拡大を推進するための企画・販売をすること。
- ・商品を納入する事業者においても一部を除き松阪地域の事業者に限定すること。

〔2〕 匠の館内軽食コーナーの営業の継続

- ・地産地消に拘った軽食を提供しています。
- ・関係法令の厳守により食品衛生管理に十分留意すること。

〔3〕 食体験館の営業の継続

- ・現在、第三者（飲食経営業者）において地元食材を活かした料理を提供しています。
- ・関係法令の厳守により食品衛生管理に十分留意すること。

〔4〕 ゲートハウス内飲食事業の継続

- ・現指定管理者によりガーデンカフェ等として地元野菜等を使用したヘルシーランチや地元農産物を使用したジェラート等を提供しています。
- ・関係法令の厳守により食品衛生管理に十分留意すること。

〔5〕 会員事業の継続

食農教育・環境教育・地産地消運動等を幅広く進めるなかで、リピーターの促進や、当園の基本理念に賛同してもらえる会員を幅広く募集する。

〔6〕 体験講座事業の継続

ベルファームのコンセプトに沿い、自然にあるものを素材としたテーマで、現代の匠の技術を広く市民に伝承することを目的に、各種体験プログラムを「匠の館」内の工房やアートホール、レクチャールームで実施すること。

④ 自主事業等

ア 利用者のニーズが適正に反映されていること。

イ 内容・方法・料金等は指定管理者が定め、収入は指定管理者が収受するものとする。

ウ 自主事業等に要する経費は指定管理者の負担とし、委託料に含みません。

エ 新たに事業を実施する場合、又は事業を変更する場合は事業計画書を策定し、必ず事前に松阪市の承諾を得ること。

オ 事業の実施にあたっては、関係法令等を厳守すること。

⑤ ベルファームの施設の利用促進

- ア 市民の視点に立った管理運営により、市民満足度を向上するよう配慮すること。
- イ 施設の安全及び衛生の水準の維持、向上に努めること。
- ウ ベルファームの利用者（来園者）の利用状況等の把握から利用促進につなげること。

⑥ 自然環境への配慮

ベルファーム内の樹木、池沼、芝生等の保護や野生動物の保護など環境に配慮した業務に努めること。

⑦ ホームページ管理業務の実施。

ホームページの維持管理業務全般、及びインターネット販売における地域の特産品振興のための企画・提案業務を行うこと。

(2) 施設の利用の許可及び公園の行為の許可に関すること。

- ① 施設の利用及び施設の行為に対する許可書の受付、許可書の発行に関すること。
- ② 施設の利用の制限及び行為の制限並びに許可の取り消しに関すること。
- ③ 松阪農業公園ベルファーム条例並びに同条例施行規則に準じること。

(3) 施設の利用料金の徴収等に関すること。

- ① 施設の利用料金の徴収に関すること。
- ② 施設の利用料金の減免及び還付に関すること。
- ③ 松阪農業公園ベルファーム条例並びに同条例施行規則に準じること。

(4) ベルファームの維持管理に関すること。

ベルファームの日常における維持管理業務の基本的事項は、次のとおりです。利用者が安全に安心して利用できる環境を維持していただくこととなります。

① 保守管理業務

- ア 利用者が安全に安心して利用できるよう毎日管理区域内を巡視し、良好な環境の維持保全に努めること。
- イ 芝生の管理、樹木の管理等を計画的に行い、園内の景観の保全に努めること。
- ウ 枯損木を適切に処分し、園路上への枯れ枝落下や倒木等による事故等を防ぐこと。
- エ 園内施設、建築物、遊具、設備機器等について、日常点検・定期点検・法定点検及び清掃を行い、性能・機能を維持すること。また性能・機能を維持するための整備業務を行うこと。その際、必要な消耗品の更新を随時行うこと。
- オ 施設全般について小破修繕を行うこと。
- カ 敷地内において、ハチ・毛虫等、利用者に支障となる害虫等が発生した場合は、速やかに駆除すること。駆除するまでに相当期間を要する場合は、利用者にその旨を周知し、使用禁止や立入禁止等の必要な措置を講ずること。

② 清掃作業業務

- ア 園内及び施設等の日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観の維持に努め、快適な空間を保つこと。
- イ 日常清掃では実施しにくい箇所の清掃を必要に応じて実施すること。
- ウ 備品・器具などが清潔な状態に保たれるようにすること。

エ 車両や機械類を使用する場合は、来園者・作業員の安全に十分に留意すること。

③ 保安警備業務

ア 施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

イ 戸締り、消灯などの確認、異常の有無の確認、火災予防点検を行うこと。

ウ 匠の館、ゲートハウスについては機械警備が設置済みであることから原則、現在委託をしている事業者とすること。

④ 環境衛生管理業務

ア 利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するため、園内及び施設等の環境衛生の保全に努めること。

イ 動物の持ち込み禁止の周知及びPRをすること。ただし、身体障がい者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

⑤ 廃棄物処理業務

ア 施設から発生する廃棄物の抑制に努めること。

イ 来園者にゴミの持ち帰りの周知及びPRをすること。

ウ ゴミは松阪市の分別ルールに沿って適切に分別を行い、可能な限り資源化すること。

エ 松阪市が収集業務を行わないため、収集したゴミ等については指定管理者において廃棄処理すること。

3 事業報告書等の作成

指定管理者は事業報告書等を作成し松阪市へ提出すること。

記載する内容は以下のとおりです。

(1) 日報、各種帳票類の作成

日報等を作成し、施設運営及び利用実績を記録すること。

(2) 月次事業報告書

① 利用実績（公園利用状況、各施設利用状況、イベント等実施状況、利用料金収入、各種収支等）

② 翌月15日までに提出すること

(3) 年間事業報告書

① 利用実績（公園利用状況、各施設利用状況、イベント等実施状況、利用料金収入、各種収支等）

② 管理業務の実施状況

③ 利用状況分析報告

④ 収支決算書

⑤ 会計年度の終了後30日以内に提出すること

(4) 月次小規模修繕報告書

指定管理者が発注した修繕を報告書にまとめ翌月15日までに提出すること。

(5) 災害報告等

台風等による暴風警報等が発令された場合、被害状況を調査し翌日までに松阪市へ報告をすること。また、利用者等に被害や災害その他の事故が発生した場合、速やかに松阪市に報告すること。

4 資格

指定管理者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。個々の業務について第三者へ委託等を行う場合は、当該業務について再委託先がそれぞれ上記の免許、許可、認定等を受けていること。

5 緊急時の対応

(1) 災害発生時における施設利用について、利用者の安全を第一に考え、以下のとおり早めの対応をすること。

① 施設利用前に事象が生じた場合

ア 各種注意報（大雨・洪水等）が発表された場合

今後の気象状況等に細心の注意を払い、急激な気象変化に対しても的確な行動が取れるように備えること。この場合には、原則として利用者への連絡は行わないものとし、平常どおり開園すること。

イ 台風等による大雨警報または洪水警報等が発表された場合

今後の気象状況等を十分に把握し、施設利用に危険を及ぼすと認められる場合には、公園を休園とすること。また、施設利用申込者（予約者）に対しては、その旨を迅速に連絡すること。一般利用者に対しても閉園の旨の掲示を行い周知すること。

ウ 台風等による暴風警報が発表された場合

公園を休園とすること。また、施設利用申込者（予約者）に対しては、その旨を迅速に連絡すること。一般利用者に対しても閉園の旨の掲示を行い周知すること。

エ 大雨、大雪、あるいは地震等災害により交通網が麻痺した場合

施設利用申込者（予約者）に対して利用を中止と判断し、その旨を連絡すること。一般公園利用者に対しては、閉園の旨の掲示を行い周知すること。

オ 施設利用中止の解除については、基本的に警報等の解除後とすること。ただし、解除後も非常事態下にあると認められる場合や二次災害のおそれがある場合には、利用のキャンセルを認め適宜対応すること。

② 施設使用中に事象が生じた場合

ア 各種注意報が発表された場合

施設利用者や一般利用者（以下「利用者」という。）に各種注意報発表の旨を伝達し、注意を促すこと。また、以後の気象の状況等に十分留意し、急激な気象変化に対しても的確な対応がとれるように備えること。

イ 暴風、大雨、洪水等の気象警報が発表された場合や台風等による災害が予想される場合

利用者に警報発表や災害による危険周知を伝達し、施設利用を中止させ、安全なうちに帰宅

を促すこと。ただし、状況に応じ、危険と判断される場合においては、そのまま施設（屋内）に留めさせ、安全の確保に努めること。（屋外施設利用者に関しては屋内への誘導を図る）

また、松阪市災害本部と連絡をとり、以後の気象の状況に注意を払い的確な対応がとれるように備えること。

ウ 地震等急な災害が発生した場合

利用者の安全確保を優先させること。次に情報収集に努め、状況を利用者に伝達すること。

松阪市災害対策本部と連絡をとり、利用者の帰宅等についての的確な措置をとること。

エ 松阪市から要請があった場合は、避難場所等の開設に協力すること。

（２）急病等への対応

- ① 利用者の急病・けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、近隣医療機関等と連携し、的確な対応を行うこと。
- ② 備え付けのAED（自動体外式除細動器）の操作が出来るように、配属職員に救急救命等の講習を定期的受講させ、非常時に備えること。
- ③ 常備薬品の準備を行い、負傷者、事故者に応急措置を行うこと。

6 その他

- （１）職員は、統一した名札等を着用すること。これに要する経費は指定管理者の負担とする。
- （２）賠償責任の履行を確保するため、指定管理者は損害賠償責任保険に加入すること。
- （３）業務遂行中の職員の災害については、いかなる理由がある場合においても、指定管理者が責めを負うものとする。
- （４）施設利用者の忘れ物等については、台帳に記載のうえ一定期間保管すること。
- （５）その他日常の必要な業務については、指定管理者として適切に行うこと。また、必要に応じ松阪市と連絡調整を図ること。
- （６）松阪市の主催する事業（イベント）に協力をすること。
- （７）施設周辺の住民に対して、情報の共有により生活環境の確保を行うとともに、苦情等の処理について迅速な対応を行うこと。
- （８）松阪市から資料の提供等の申し出があった場合には速やかに対応すること。
- （９）この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容について定めのない事項又は疑義が生じた場合については松阪市と協議し、決定するものとする。

(資料1)

松阪市と指定管理者との責任分担表

項目	No.	責任分担の内容	負担区分		
			松阪市	指定管理者	
共通	募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
	物価等の変動	4	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動	5	金利の変動に伴う経費の増		○
	需要の変動	6	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
	制度関連	7	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	
		8	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可	9	許認可の遅延に関するもの（松阪市が取得するもの）	○	
		10	許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
	住民対応	11	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	○	
		12	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	13	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩・騒音・振動、大気汚染、水質汚染、光、臭気に関するもの		○
		14	上記以外の市が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	15	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者（利用者を含む）に損害を与えた場合		○
		16	上記以外の事由によるもの	○	
	債務不履行	17	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		18	市の方針変更、議会の不承認、その他手続の遅延などによるもの	○	
	不可抗力	19	風水害・地震・津波などの自然災害、テロ・暴動など当事者が制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	○	
施設損傷	20	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（あらかじめ取り決めた額以下のもの）		○	
	21	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（上記以外のもの）	○		
	22	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○	
	23	市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○		
	24	施設の瑕疵によるもの	○		
	25	指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○	
要求水準使用未達	26	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○	
	27	市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○		
維持管理	28	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○	
	29	市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○		
備品等の損傷	30	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○	
	31	市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○		
	32	経年劣化によるもの（指定管理者が所有のもの）		○	
	33	経年劣化によるもの（市に帰属のもの）（予め取り決めた額以下のもの）		○	
情報管理	34	経年劣化によるもの（市に帰属のもの）（上記以外のもの）	○		
	35	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出		○	
施設の停止、中止	36	市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○		
	37	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなかった場合		○	
事業運営	38	市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなかった場合（施設の瑕疵による場合も含む）	○		
	39	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○	
利用者の対応	40	市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○		
	41	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○	
事業終了時の費用	42	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処	○		
	43	指定管理期間が終了した場合または期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○	

○は主負担（上記の責任分担表については、協定の締結までに変更することがあります。）

(資料2)

備 品 一 覧

品名	品質規格	数	所在場所
スチール製両袖机(共用外)	コクヨSD-BSE147D	1	匠の館
スチール製片袖机(共用外)	コクヨSD-BSE127L	2	匠の館
スチール製片袖机(共用外)	コクヨSD-BSE127L	2	ガーデナーハウス
スチール製片袖机(共用外)	コクヨSD-BSE127L	3	ゲートハウス
平机	コクヨSD-MXC187L	2	匠の館
折りたたみ式長机(共用外)	スチール脚	6	匠の館
会議用机	スチール脚折りたたみ	1	匠の館
会議用机	ITOKIコーナーテーブル	1	匠の館 授乳室
会議用机	KOKUYOKT-S60棚付	30	匠の館 多目的ホール
会議用机	KOKUYOKT-PS67棚付	4	匠の館会議室
会議用机	KOKUYOKT-KT-S64棚付	21	ゲートハウス
応接用机(共用外)	角テーブル円盤脚	1	匠の館
応接用机(共用外)	角テーブル円盤脚	1	ゲートハウス
OAテーブル		1	匠の館
飲食用テーブル	T8561-TP木製	22	食体験館
飲食用テーブル	T8929木製天板TA8N	28	食体験館
飲食用椅子	PS224	30	食体験館
飲食用椅子	RE292	41	食体験館
座卓	木製	1	匠の館
中型回転椅子(金属製)共用外	コクヨCR-GL255F5	1	匠の館
小型回転椅子肘有(金属製)共用外	コクヨCR-GL251F5	2	匠の館
小型回転椅子肘無(金属製)共用外	コクヨCR-GL250F5	3	匠の館
小型回転椅子肘無(金属製)共用外	コクヨCR-GL250F5	2	ガーデナーハウス
小型回転椅子肘無(金属製)共用外	コクヨCR-GL250F5	4	ゲートハウス
OA椅子		1	匠の館
折りたたみ式パイプ椅子(共用外)	サンケイSCF02-CXB	50	倉庫
丸椅子	ITOKIビニールレザー	25	匠の館
会議用椅子	スチール脚布張り	16	匠の館
会議用椅子	ITOKI肘なし	1	匠の館 授乳室
会議用椅子	KOKUYO CK-805N	70	多目的ホール
会議用椅子	KOKUYO CK-805N	44	ゲートハウス
応接用椅子(共用外)	ベージュ布張り肘無	8	匠の館
長椅子	ベンチコクヨCN-M963	4	匠の館
金庫	KOKUYO BWA-FS2185KD	1	匠の館
金庫	ITOKIR-461手提金庫	1	匠の館
金庫	ITOKIR-461手提金庫	1	ゲートハウス
金庫	ITOKIR-461手提金庫	1	ガラスハウス
ロッカー	プラスNeo-5T 3列5段	2	匠の館
ロッカー	ITO L47NGF4連2号	6	匠の館
ロッカー	ITO L47NGF4連2号	4	ゲートハウス
ロッカー	ナイキ 2列3段	3	匠の館
スチール製書庫(扉等付)	KOKUYOBWA-SS2185KD	14	匠の館
スチール製書庫(扉等付)	KOKUYOBWA-SS2185KD	5	ゲートハウス

(資料2)

備 品 一 覧

品名	品質規格	数	所在場所
スチール製書庫(扉等付)	KOKUYOBWA-SEP2185DR	4	ゲートハウス
スチール製書庫(扉等付)	KOKUYO S-C365F1N	1	倉庫
スチール製書庫(扉等付)	KOKUYO BWG-S39 F1	2	ガーデナーハウス
キャビネット	コクヨ BK-10F1	2	匠の館
キャビネット	コクヨ BK-10F1	1	ゲートハウス
整理戸棚	ITOKIERR-186460-TE	9	匠の館
整理戸棚	粘土作品乾燥棚	1	匠の館 工房
整理戸棚	ベンチ(栽培棚)1式	2	学びの農場
レターケース	ナイキ深型5段	3	匠の館
パンフレットスタンド	コクヨ3列10段トレータイプ	1	匠の館
リサイクルボックス	KOKUYO3段イレーS203	1	匠の館
ラック	KOKUYOAVラックSSD-AV95	3	匠の館 多目的ホール
ラック	テントラック10mテント用	1	倉庫
ワゴン	ITOKIプロジェクターワゴン	1	匠の館 多目的ホール
ワゴン	コクヨSD-BSE46	5	匠の館
新聞掛け	コクヨPH-ZR120	1	匠の館
演台	ナショナル木製	2	匠の館
電話機置台	ウチダTS-3	1	匠の館
脚立	KOKUYO SP35NNアルミ	3	匠の館
脚立	ピカ アルミ三脚 脚立	1	ガーデナーハウス
断裁機	明光商会V231	1	匠の館
タイムレコーダー	AMANO タイムパック	2	匠の館
パネル(展示板)	KOKUYO SSP-CP189S	5	匠の館 多目的ホール
パネル(展示板)丸形ベース	KOKUYO SSPB-1	4	匠の館 多目的ホール
パネル(展示板)T形ベース	KOKUYO SSPE-1	2	匠の館 多目的ホール
パネル(展示板)ポール	ポールKOKUYO SSPE-1	6	匠の館 多目的ホール
パネル(展示板)	ポスターパネル KOKUYO	1	匠の館 多目的ホール
パネル(展示板)	ポスターパネル KOKUYO	1	ゲートハウス
パネル(展示板)	物産パネル60×90m	8	匠の館
ホワイトボード	両面KOKUYOBB-R736	1	匠の館
ホワイトボード	両面KOKUYOBB-R636	1	ゲートハウス
ホワイトボード	壁掛式予定表ITOKI	1	匠の館
ホワイトボード	壁掛式予定表ITOKI	1	ゲートハウス
ホワイトボード	壁掛式木調枠KOKUYO	1	匠の館
ホワイトボード	壁掛式予定表KOKUYO	1	ガーデナーハウス
レーザープリンター	キャノンレーザープリンター	1	匠の館
MO機器	MOドライブ	2	匠の館
テープライター	ネームランド	1	匠の館
タイトルブレーン	KOKUYO NS-TBID	1	匠の館
その他の事務用具類	パウチKOKUYO	1	匠の館
メガホン	TOA ER-604W	2	匠の館
カメラ	ペンタックスMZ-5	1	匠の館
双眼鏡	ニコンスポーツスターIV	3	匠の館

(資料2)

備 品 一 覧

品名	品質規格	数	所在場所
双眼鏡	ニコンⅢ24×フィールドスコープ	1	匠の館
双眼鏡	三脚ニコンFT-1200	1	匠の館
スクリーン	KOKUYOモバイル80型	1	匠の館 多目的ホール
オーバーヘッドプロジェクター	サンヨーLP-XT16	1	匠の館 多目的ホール
ビデオ受信機・ビデオデッキ	ソニービデオデッキ	1	匠の館 多目的ホール
ハカリ	上皿自動ハカリ20kg	1	倉庫
ハカリ	上皿自動ハカリ2kg	1	匠の館 工房
ハカリ	デジタル式上皿ハカリ1kg	1	匠の館 工房
pHメーター	550-3179	1	匠の館 工房
その他の装飾用具	香り装置aromax	4	匠の館
傘立て	傘用ビニール袋スタンド	3	匠の館
傘立て	傘用ビニール袋スタンド	4	ガラスハウス
傘立て	傘立ITOKI LCA-145	3	匠の館
時計	電波時計シチズン	5	匠の館
時計	電波時計シチズン	4	ゲートハウス
時計	電波時計シチズン	1	匠の館 工房
テント	クラレROYAL	9	倉庫
テント	テント横幕 白	22	倉庫
その他の造作用具	テント用鉄ウエイト20K	45	倉庫
電気ポット	象印2.2リットル	1	ゲートハウス
ミキサー	東芝MX-L20GA	4	匠の館 工房
その他の厨房用機器	ステンレス寸胴鍋Φ30cm	2	匠の館 工房
その他の厨房用機器	ステンレス寸胴鍋Φ33cm	2	匠の館 工房
その他の厨房用機器	ステンレス寸胴鍋Φ36cm	2	匠の館 工房
電気ドリル	変速ドリル日立工機(株)	1	倉庫
チェーンソー	日立工機(株)	1	倉庫
その他の雑具類	高枝切バサミB-006-04	2	ガーデナーハウス
その他の雑具類	高枝切バサミB-006-02	1	匠の館 工房
押し切り	押し切り自動台付	1	匠の館 工房
ポンプ	給水用ポンプME-25M	1	倉庫
掃除機	東芝vc-s960	1	匠の館
消毒噴霧器	安田工業k-s4?	2	ガーデナーハウス
草刈機	共立 SRE240U	2	倉庫
ダストボックス	ダストボックスITOKI650	2	匠の館
ダストボックス	ダストボックスITOKI650	2	ゲートハウス
ダストボックス	ダストボックスITOKI650	1	ガラスハウス
その他の一般衛生機器類	ベアーカットチッパー	1	倉庫
芝刈機	オーレックGR532	2	倉庫
芝刈機	キンボシ GNP-5000H&L	1	倉庫
コードリール	ハタヤリミテッドCF-30	2	倉庫
無線装置	無線機ICOM 7台	1	匠の館
ライン引き	KDSライン引き	2	倉庫
その他の特殊車類	超小型電気自動車	1	匠の館

(資料2)

備 品 一 覧

品名	品質規格	数	所在場所
自転車	ブリジストアルベルトAS63BP	2	匠の館
自転車	三輪車ミヤタスカーフウィンディ	2	匠の館
運搬台車	台車折りたたみ式	1	匠の館
運搬台車	台車30脚用KOKUYO	3	匠の館 多目的ホール
運搬台車	オリコン用台車	2	匠の館
1輪車	一輪車	2	倉庫
1輪車	一輪車 3才カート	2	ガーデナーハウス
パーティーション	ベリトリールパーティーションITOKI	5	ゲートハウス
パイプハウス	6m×50m×2	1	学びの農場
カンリキ	ホンダ4馬力	1	倉庫
灌水コンピューター	カクダイジュニア	7	ガーデナーズハウス
貯水タンク	スーパーローリータンク500	1	倉庫
スプリンクラー	小型ローンスプリンクラー	2	ガーデナーズハウス
ビデオテープ	『モンシロチョウ』	1	匠の館 多目的ホール
ビデオテープ	『おもしろ昆虫の世界』	1	匠の館 多目的ホール
ビデオテープ	『のび太の昆虫図鑑』	1	匠の館 多目的ホール
スチール製書庫(扉等付)	ナイキ3×3上置	2	ベルファーム
スチール製書庫(扉等付)	ナイキ6×3	4	ベルファーム
スチール製書庫(扉等付)	プラスオープン書庫	1	ベルファーム
その他の一般医療用機械器具	AED一式(収納ボックス含む)	1	匠の館
平机	袖無し事務机LX-107H L/L	1	匠の館
脇机	LX-0465SC-3	2	匠の館
小型回転椅子肘無(金属製)共用外	YP-5	1	匠の館
その他の机	袖机プラスLX-047DX-4エルグレー	1	匠の館
スチール製書庫(扉等付)	プラスオープン書庫	1	匠の館
スチール製書庫(扉等付)	ナイキ上置	1	匠の館
スチール製書庫(扉等付)	ナイキ6×3	2	匠の館
スチール製書庫(扉等付)	サンキ6×3	1	匠の館
その他の屋外遊具類	パラダイソーハンモック	1	遊具広場
その他の屋外遊具類	フロアトランポリン	1	遊具広場
その他の屋外遊具類	インクルーシブ仕様3連ブランコ	1	遊具広場
モニュメント	歌碑(本居宣長「敷島の歌」)	1	南駐車場
モニュメント	松阪牛モニュメント	1	ゲートハウス前広場
その他の工芸	木製ベンチ(ヒノキ製)	1	ガラスハウス
その他の工芸	木製ベンチ(スギ製)	1	ガラスハウス
その他の工芸	木製ベンチ(スギ製)	3	ガラスハウス

(資料3)

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
土木工事	土地の形状の変更				基本的には形状変更は考えていないが、変更する場合は甲乙で協議する
	資本的支出及び見積額 15 万円以上の修繕		○	○	小破修繕で 15 万円超えた場合は、必要に応じ 15 万円までは、指定管理者の負担とする。
	見積額 15 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出	躯体、基礎 軸組、鉄骨 部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額 20 万円以上の修繕		○	○	小破修繕で 20 万円超えた場合は、必要に応じ 20 万円までは、指定管理者の負担とする。
	見積額 20 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物等	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 20 万円以上の修繕		○	○	小破修繕で 20 万円超えた場合は、必要に応じ 20 万円までは、指定管理者の負担とする。
	見積額 20 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
設備等	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 20 万円以上の修繕		○	○	小破修繕で 20 万円超えた場合は、必要に応じ 20 万円までは、指定管理者の負担とする。
	見積額 20 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	基本的に乙が購入し、甲に帰属するが、公の施設として必要と認められる備品、並びに経年劣化等により必要と認められる備品は必要に応じ甲乙で協議する。
				○	故意、又は過失による毀損滅失の場合は、乙が購入する。
	資本的支出及び見積額 10 万円以上の修繕		○	○	小破修繕で 10 万円超えた場合は、必要に応じ 10 万円までは、指定管理者の負担とする。
	見積額 10 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
	上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等	いわゆる「模様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件

基本的考え方

- ※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。
- ※2 乙は、土木工事、建物の改築等、構築物等の新設等、設備等の新設等及び、公の施設として必要と認められる備品購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議しなければならない。

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

(資料4)

指定管理者指定申請・提出書類一覧

農水振興課

提出書類		備考	部数
1 指定管理者の申請に関する書類			
(1)	※指定管理者指定申請書（様式第1号）		7部
(2)	※グループ応募構成書兼委任状（様式第2号） ※グループ応募構成届出書（様式第2号の2、3）	・グループ応募の場合のみ	7部
(3)	団体の概要書（様式第3号）		7部
(4)	事業計画書（様式第4号）		7部
(5)	当該施設の管理運営に関する業務の収支予算書 （様式第5号）	・10カ年分	7部
(6)	当該施設の自主事業に関する業務の収支予算書 （様式第6号）	・10カ年分	7部
(7)	事業計画書及び収支予算書	・直近の会計年度	7部
(8)	役員名簿		7部
(9)	類似施設の運営実績（様式第8号）		7部
(10)	※指定管理者指定申請に係る申立書（様式第9号）		7部
(11)	資格の写し		7部
(12)	事業計画概要書（様式第4号の1）	別添として下さい	7部
2 証明書等			
(1)	※定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類		7部
(2)	※法人登記事項証明書	・法人のみ ・発行から3か月以内のもの	7部
(3)	財務諸表（令和元年度分～令和3年度分）	・法人のみ ・事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録など	7部
(4)	※印鑑証明書（法人のみ）	・発行から3か月以内のもの	7部
(5)	※法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合は、市税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※上記以外の団体の場合は、代表者の松阪市税の納税証明書、申告所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。	・納税義務のある場合のみ。ない場合はその旨の申立書※（様式第7号）を提出	7部

※提出書類名の頭に※印が付いている書類は、原本1部、コピー6部をご用意下さい。

※提出書類は、証明書等を除きA4版とします。ただしコピーについては証明書等も含め、すべてA4版として下さい。